

住民税非課税世帯等への 臨時特別給付金の手続き

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人が速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう給付金を支給します。

順次手続きを進めていますので、詳しくは市ホームページを確認ください。

市ホームページ



	(1) 住民税非課税世帯	(2) 家計急変世帯
対 象	令和3年12月10日時点で八代市に住民票があり、世帯全員の令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の世帯。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降家計が急変（収入が減少）し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯。
	生活保護世帯や条例により住民税均等割が免除されている世帯も含まれます。 ※住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯は除きます。	
給 付 額	1世帯あたり10万円（原則、世帯主名義の銀行口座に振り込みます。）	
支 給 手 続	支給対象の可能性のある世帯には、2月に確認書または申請書（請求書）を郵送しています。内容を確認して、必要事項を記入のうえ返送してください。	3月1日(火)から申請書の受け付けを開始します。支給対象と思われる人は問い合わせください。 ※(1)を支給される人は対象となりません。

■本給付金をかたった詐欺や個人情報の詐取に注意

八代市や内閣府職員などから、ATM（現金自動預払機）の操作や手数料の振込をお願いすることは絶対にありません。預金通帳を預かったり、暗証番号を聞いたりすることもあります。怪しいと思ったら詐欺を疑って家族や警察に相談してください。

問合せ 臨時特別給付金事業推進室（千丁支所内） ☎ 37-8173

期限
3月
31日(木)
まで

八代市子育て世帯への 臨時特別給付金の 申請はお済みですか

次の対象者は原則申請が必要です。窓口などで早めに申請ください。

■対象者

- ・令和3年9月30日時点で高校生相当の児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員
- ・令和4年3月までに生まれた児童手当支給対象児童（新生児）の保護者 など

■こんな場合は連絡ください

- ・申請したがまだ入金を確認できない
- ・DV被害などで住民票を動かさず市内に居住している

申請先・問合せ こども未来課 ☎ 33-8721